

横浜市立高田小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、横浜市立高田小学校PTAという。
(所在地：横浜市港北区高田町 1774)

第2章 目的

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

- 1 保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成を図る。
- 2 民主教育に対する理解を深め、これを増進する。
- 3 公費教育を充実することに努める。
- 4 学校の教育的環境の整備を図る。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を趣旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会または本会役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他の管理運営に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者及び学校に勤務する教職員とし、会員は全て平等の権利と義務とを有する。

第5章 会計

第5条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

第6条 会費は、1世帯月額 300 円とする。

第7条 本会の経理は、全て総会で決議された予算にもとづいて行われる。

第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 役 員

第 10 条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長 1名 (保護者)
- 2 副会長 2～4名 (保護者)
- 3 書記 2～4名 (保護者 3名以下 教職員 1名)
- 4 会計 2～3名 (保護者 2名以下 副校長 1名)
- 5 顧問 若干名

保護者役員の定数は 9名以内とする。但し、会長 1名・副会長 2名以上 4名以内・書記 2名以上 3名以内・会計 2名以内とする。

第 11 条 本会の役員任期は、1年とし、再選は保護者から選出役員のみ、役職にかかわらず連続 3年までを原則とする。

役員 2年以上経験者は地区委員ブロック代表を免除する。(ただし立候補は妨げない)

第 12 条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 役員候補者推薦委員会を組織する。推薦委員会に関する事項は、別に細則をもって定める。
- 2 推薦委員会構成員を全会員に通知する。
- 3 候補者の推薦は、推薦委員会よってなされる場合も、次項の場合もその氏名を発表する前に、被推薦者の同意を得なければならない。
- 4 候補者の追加推薦は、推薦委員と同数以上の賛意を得て、選挙を行う総会において一般会員席からなすことができる。
- 5 役員は、年度末総会において承認されなければならない。ただし、候補者が定員を超えた場合には、無記名投票により多数決で選挙される。
- 6 会長に欠員を生じた場合、副会長が昇任する。任期は残任期間とする。

第 13 条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、総会・運営委員会及び各種委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- 3 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、この会の庶務を行う。
- 4 会計は総会において承認された予算にもとづいて、一切の会計事務を処理し、5月総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 5 顧問は、校長と会員の中より必要に応じ選任され、会の運営を補佐及び指導する。

第 7 章 会計監査委員

第 14 条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第15条 会計監査委員の任期及び選出は、第6章役員の規定を準用する。ただし、会計監査の任期は2年とし、2名の任期満了になる年を隔年になるようにする。

第16条 会計監査委員は、前期（4月～9月）・後期（10月～3月）会計監査を行い、総会に報告する。

第8章 総会

第17条 総会は全会員を以て構成され、本会の最高決議機関である。

第18条 総会の定足数は全会員の5分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることもできる。決議は、出席者の過半数をもって決定する。
書面総会は全会員の2分の1以上の回答書提出によって成立し、決議はその3分の2以上をもって決定する。期日までに提出のない場合は自動的に承認されたものとする。

第19条 総会は、会長が招集する。

1 定期総会

ア 定期総会は、年度はじめ及び年度末に開催する。尚、年度末に開催する定期総会は、書面総会に代える事ができる。

イ 定期総会における議決事項は次の通りとする。

- 1) 前年度PTA事業報告・決算報告
- 2) 次年度役員及び会計監査委員の承認
- 3) 本年度PTA事業計画と予算案の審議
- 4) その他の重要事項の決定

2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、全会員の5分の1以上の請求があった場合に開くことができる。

3 定期総会及び臨時総会は、災害時や緊急・非常事態時など、会員が一同に参集できない場合、書面総会に代えることができる。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、次の各員をもって構成する。

- 1 役員
- 2 各常任委員会の委員長・副委員長
- 3 校長
- 4 副校長・教務主任

第21条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 各種委員会によって立案された活動計画を審議検討する。

- 2 年間予算案を作る。
- 3 総会に提出する議案書、報告書を作る。
- 4 その他各種委員会以外の事務を処理する。
- 5 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
- 6 役員に欠員を生じた場合、これを補充する。

第 22 条 運営委員会は、原則として月 1 回開催する。役員が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。

第 23 条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 10 章 常任委員会

第 24 条 本会に次の常任委員を置く。

- 1 学年学級委員会
- 2 広報委員会
- 3 地域講演委員会
- 4 イベント交流委員会
- 5 地区委員会

第 25 条 常任委員会の構成は、次の通りとする。

- 1 地区委員会は、各地区班より選出された地区委員で構成される。
- 2 他の常任委員会は、各クラスより 2 名以上になるように選出された委員で構成される。
- 3 常任委員で構成された各委員会より代表 2 名（委員長・副委員長）を選出する。ただし、学年学級委員会は各学年より 1 名を選出する。
- 4 各代表に欠員が生じた場合は、該当学級または該当地区より委員を補充した後、互選により欠員を補充する。

第 26 条 各常任委員の任務は次の通りとする。

- 1 学年学級委員会
 - ア 学級代表の取りまとめをする。
 - イ 学年・学級の意見の交流と調和を図り、その意見を運営委員会及び各委員に具申する。
 - ウ 他の常任委員と共に、担任教師を中心としてよい学年・学級作りに協力する。
 - エ ベルマークの集計・発送を行う。
 - オ 集まった点数は、有意義なものと交換するよう努める。

- 2 広報委員会
 - ア 広報誌「たかた」を発行し会員意識の高揚を図る。
 - イ PTA活動の状態を会員に伝達する。
- 3 地域講演委員会
 - ア レクリエーション活動を通して会員相互の親睦を図る。
 - イ 地域行事を通して連帯を図る。
 - ウ 講演会・講習会・見学等の研修を通して会員の教養を高める。
 - エ 各活動を通してよい会員となるために自ら努め互いに磨き合うようにする。
- 4 イベント交流委員会
 - ア 児童のためのイベントを企画、運営する
 - イ イベントを通してPTA会員内の連帯、親睦を図る
- 5 地区委員会
 - ア 学校及び社会教育団体と協力し校外生活指導にあたる。
 - イ 学校及び社会環境の指導充実を図る。
 - ウ 交通安全について協力する。

第27条 常任委員は、原則として毎月1回定例会を開催し委員長が必要と認めた時は臨時に委員を召集することができる。

第28条 各常任委員は、学級においてその活動を報告し、よい学級作りに協力する。

第11章 改正

第29条 この規約は総会において、出席者の過半数以上の賛成により改正することができる。書面総会において規約を改正する場合は、第18条に準じて行うものとする。ただし、改正は事前にその内容を全会員に通告しなければならない。

<付則>

この規約は、昭和54年4月1日より実施する。(なお、承認された日より実施日までの期間を、移行措置として一部運用する。)

<付則>

この規約は、平成3年3月6日一部改正(第16条)し、平成3年4月1日より施行する。

<付則>

この規約は、平成8年3月8日一部表記を変更し、平成8年4月1日より施行する。

<付則>

この規約は、平成9年3月14日一部改正(第6条、第11条)し、平成9年4月1日より施行する。

<付則>

この規約は、平成12年5月23日一部改正（第11条）し、平成12年5月24日より施行する。

<付則>

この規約は、平成15年3月15日一部改正（第10条）し、平成16年4月1日より施行する。

<付則>

この規約は、平成20年3月12日一部改正（第10条、第24条、第25条、第26条）し、平成20年4月1日より施行する。

<付則>

この規約は、平成22年3月11日一部改正（第15条）し、平成22年4月1日より実施する。

<付則>

この規約は、平成23年3月7日一部改正（第19条、第25条）し、平成23年4月1日より実施する。

<付則>

この規約は、平成25年5月7日一部改正（第11条）し、平成25年5月8日より施行する。

<付則>

この規約は、平成27年5月8日一部改正（第10条、第13条）し、平成27年5月9日より施行する。

<付則>

この規約は、平成29年5月12日一部改正（第10条、第12条、第19条、第20条、第24条、第25条、第26条）し、平成29年5月13日より施行する。

<付則>

この規約は、平成30年2月22日一部改正（第24条、第26条）し、平成30年2月23日より施行する。

<付則>

この規約は、平成30年5月11日一部改正（第18条）し、平成30年5月12日より施行する。

<付則>

この規約は、令和3年5月6日一部改正（第5条、第18条、第19条、第29条）し、令和3年5月7日より施行する。

細 則

第1条 規約第12条の1に規定する役員候補者推薦委員会の委員の選出は次による。

- 1 常任委員（学級代表委員）は推薦委員を兼務する。
- 2 教職員の中から互選により、2名を選出する。
- 3 推薦委員の中から互選により、代表5名を選出する。
- 4 推薦委員代表の中から互選により、委員長・副委員長（会計を兼務）を選出する。

第2条 推薦委員は、役員候補を選定する。

第3条 推薦委員は、年度末までに候補者名を全員に知らせる。

第4条 推薦委員会は5月中に発足し、5月総会の終了時をもって解散する。

<付則>

この細則は、昭和54年4月1日より実施する。

<付則>

この細則は、平成3年3月6日一部改正（第4条）し、平成3年4月1日より施行する。

<付則>

この細則は、平成8年3月8日委員会名を変更し、平成8年4月1日より施行する。

<付則>

この細則は、平成11年5月20日一部改正（第4条）し、平成11年5月21日より施行する。

<付則>

この細則は、平成14年5月27日一部改正（第1条）し、平成14年5月28日より施行する。

<付則>

この細則は、平成20年3月12日一部改正（第1条）し、平成20年4月1日より施行する。

<付則>

この細則は、平成23年3月7日一部改正（第4条）し、平成23年4月1日より施行する。